



2018年3月1日

各 位

会 社 名 ハリマ化成グループ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 長谷川吉弘
 (コード番号 4410 東証第一部)
 問合せ先 代表取締役専務 金城照夫
 (TEL. 06-6201-2461)

当社子会社の従業員に対する株式報酬としての自己株式処分完了に関するお知らせ

2017年11月8日開催の当社取締役会において決議しました、当社子会社の従業員に対する株式報酬としての自己株式の処分に関し、本日処分手続きが完了しましたのでお知らせします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2018年3月1日
(2) 処分した株式の種類および株式数	普通株式 77,100株 ご参考：自己株式132,236株(2017年12月31日現在)
(3) 払込金額	1株につき 896円(2017年11月7日終値)
(4) 払込金額の総額	69,081,600円
(5) 割当先	ハリマ化成(株)従業員 509名 71,800株 ハリマエムアイディ(株)従業員 31名 5,300株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

1947年11月18日に播磨化成工業株式会社として兵庫県加古川市で創業した当社は、本年度に創立70周年を迎えました。株主の皆様には日頃のご支援にお応えするため、創立70周年記念配当(年間4円、中間時に2円配当済)を実施いたします。これに加え、従業員の経営への参画意識をより一層高め、企業価値をさらに向上させることを目的として、当社子会社の従業員540名(以下「対象従業員」といいます。)に対して金銭債権合計69,081,600円については当社の普通株式77,100株(以下「本割当株式」といいます。)を付与いたしました。これは、勤続年数20年以上の対象従業員に当社の2単元株式である200株を、勤続年数20年未満の対象従業員に当社の1単元株式数である100株を付与するものであります。また、継続的な勤務を促す観点から、譲渡制限期間を2018年3月1日(払込期日)から2020年11月30日までの2年9ヶ月と設定いたしました。

なお、本割当株式は、引き受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てております。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けました。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象従業員との

間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結しております。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、2018年3月1日（払込期日）から2020年11月30日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社の従業員又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、①定年（ただし、払込期日の時点で定年退職し再雇用されている対象従業員については当該再雇用契約の終了）、死亡若しくは当社代表取締役が正当と認める理由により当社の従業員若しくは当社の子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれの地位も喪失した場合又は②当社の取締役に就任した場合、当該事由の発生直後の時点をもって、本割当株式の全て（ただし、①のうち当社代表取締役が正当と認める理由による喪失の場合は、払込期日を含む月から当該喪失の日を含む月までの月数を33で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式）につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象従業員が当社の従業員若しくは当社の子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2017年11月7日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である896円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上